

月報私学

12 2011

VOL.168

日本私立学校振興・共済事業団広報



ドーナツ型園舎の屋根の上は1周180メートル。園舎も屋根の上も行き止まりがありません。園舎全体が大きな遊具です。
写真提供：学校法人 みんなのひろば 藤幼稚園（東京都立川市）

CONTENTS

- 平成23年度 第3次補正予算における私立学校等関係予算の概要…………… 2
- 私立大学等経常費補助金会計検査院の現地検査結果／
平成23年度 私立大学等経常費補助金第2次交付…………… 4
- 経営実務Q & A…………… 5
- 連載⑨ 魅力あふれる学校づくりを目指して
一人ひとりを大切にする教育で魅力づくり…………… 6
- 「私学データ作成システム」等をご活用ください…………… 8
- 平成23年 共済事業の年間報告／掛金・児童手当拠出金にかかる納期限延長の取り扱いの変更… 9
- 平成22年度 特定健康診査等の実施結果…………… 10
- 退職後に出産をするとき（退職後の出産費）／ガーデンパレスの年末年始期間中の営業…………… 11
- 被扶養者認定申請—ポイントと事例③…………… 12
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

平成二十三年度

第三次補正予算における

私立学校等関係予算の概要

平成二十三年十月二十一日の閣議決定を経て、十一月二十一日第一七九回国会（臨時会）において、二十三年度第三次補正予算が成立しました。

本予算は、東日本大震災・原子力災害からの本格的な復興予算として「復興の基本方針」に基づき、真に復興に資する施策を重点的に措置するとともに、最近の過度な円高の影響による産業空洞化等の対応としての措置も講ずることとしています。

ここでは、文部科学省の私立学校等関係第三次補正予算の概要（次頁表参照）について説明します。

私立学校等施設の耐震化促進事業

私立学校等（大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園・特別支援学校・専修学校・各種学校）施設の耐震化促進事業に対する支援としては、次の二つの予算を計上しています。

一 私立学校等施設の耐震補強工事等
私立学校等施設の耐震化を重点的に支援することにより安全性を確保する

とともに、非構造部材の耐震対策、太陽光発電その他防災機能強化のための整備にかかる工事費等の一部を支援するため、当該私立学校等の設置者に対する補助として、九四億円を計上しています。

二 耐震化促進のための日本私立学校

振興・共済事業団への出資金

私立学校等（大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校・専修学校・各種学校）の耐震改築事業に対する長期低利融資を実施できるよう、日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）への政府出資として、五六億円を計上しています。

これによる私学事業団が行う耐震改築事業に対する長期低利融資の概要については、次のとおりです。

【大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校】	二十年
低利融資期間	二十年
融資率	一〇～三年目 無利子 四～二十年目 〇・五%

【専修学校・各種学校への低利融資の創設】

低利融資期間	二十年
融資率	事業団通常融資金利 マイナス〇・五%

被災私立学校等復興特別補助・交付金

被災三県（岩手・宮城・福島）に所在する私立学校等の安定的・継続的な教育環境の保障と学生等が安心して学ぶことができる環境整備等を図る取組の支援として、次の三つの予算を計上しています。

一 私立大学等に対する支援

被災三県に所在する私立大学・短期大学に対して、在校生に対する安定的・継続的な教育環境の保障と来年度以降の新生も含め安心して学ぶことができる環境の整備等を図るための二十三年度における取組に対する支援として、被災私立学校等復興特別補助として、九億円を計上しています。

二 私立高等学校等に対する支援

被災三県が私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組に対する支援として、高校生修学支援基金を活用するための交付金（二十三年度から二十六年度までの四か年分）として、五三億円を計上しています。

三 私立専修学校等に対する支援

被災三県の学校法人及び準学校法人が設置する私立専修学校・各種学校の安定的・継続的な教育環境の保障、地域の安全・安心や復興への貢献等を図る取組に対する支援として、高校生修学支援基金を活用するための交付金（二十三年度から二十六年度までの四か年分）として、二二億円を計上しています。

学費減免に対する大学等経常費助成（三分の二補助）

被災（主たる生計支持者の死亡や自宅の全半壊等）学生にかかる授業料等減免の実施状況調査結果に基づき、第一次補正予算（三四億円）に引き続き、被災学生の就学機会確保のために、授業料等減免を実施している私立大学等の事業費（約一一、九〇〇人の内数）にかかる、所要額の追加措置として、一四億円を計上しています。

高校生修学支援基金の延長

二十一年当時、経済・雇用悪化を受け、経済的理由により私立高校生等が学業を断念することがないよう、同年度補正予算において、高校生修学支援基金（四八六億円、二十一年度から二十三年度の三か年分）を全都道府県に造成しました。

国公立大学等(大学・短期大学・高等専門学校)が被災地の自治体からの要望等を踏まえ、自治体や他の大学等と連携・協力して行ってきた様々な取組を継続的・発展的に実施していくため、大学等の地域復興センター的機能の整備を支援するための事業費二〇億円と右の取組を支えるための私立大学の施設整備事業の補助五億円をそれぞれ計上しています。

大学等における地域復興のためのセンター的機能の整備

しかし、現在も依然として経済状況は厳しく、また震災及び円高等の影響もあり、私立高校生等の家計は今後も困難な状況が予想されることから、二〇二四年以降も、経済的理由にかかわらず私立高校生等が学業を継続できるよう引き続き支援するため、同基金の二〇二六年度までの延長にかかる所要額について、一八九億円を計上しています。

助成業務

私立学校等関係 平成23年度 第3次補正予算の概要

437億円

1. 私立学校等施設の耐震化促進事業 150億円

- (1) 私立学校等施設の耐震補強工事等 94億円
 - ・耐震補強工事に加え、非構造部材の耐震対策、太陽光発電その他防災機能強化のための整備を支援
- (2) 耐震化促進のための日本私立学校振興・共済事業団への出資 56億円
 - 耐震改築事業に対する低利融資の実施
 - ・大学・高校等

低利融資期間	10年→20年
無利子期間の創設	3年
低利融資率	0.5%
 - ・専修学校・各種学校への低利融資の創設

低利融資期間	20年
低利融資率	事業団通常融資金利-0.5%

2. 被災私立学校等復興特別補助・交付金 83億円

- 被災地に所在する私立学校の安定的・継続的な教育環境の保障と学生等が安心して学ぶことが出来る環境整備等に対する支援

・私立大学等に対する支援	9億円	} (23年度～26年度の基金)
・私立高等学校等に対する支援	53億円	
・私立専修学校等に対する支援	21億円	

3. 学費減免に対する大学等経常費助成(2/3補助) 14億円

- 第一次補正予算(34億円)に計上した学費減免事業補助にかかる所要額の追加措置

4. 高校生修学支援基金の延長 189億円

- 平成21年度に創設した同基金の平成26年度までの延長にかかる所要額を計上

○大学等における地域復興のためのセンター的機能の整備

- ・大学等が被災地の自治体からの要望等を踏まえ、自治体や他の大学等と連携・協力して行ってきた様々な取組を継続的・発展的に実施していくため、大学等の地域復興センター的機能の整備を支援
 - 事業費20億円(国・公・私)
 - 上記の取組を支えるため施設整備費についても支援
 - 私立大学の施設整備5億円

○被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 297億円の内数

- ・私立学校授業料等減免事業について、既存制度の拡充(入学料・施設整備費等)についても対象化
- ・平成26年度までの延長にかかる所要額を計上

※東日本大震災により被災し、移転して再開が必要な私立学校については、東日本大震災復興交付金(仮称)の効果促進事業の活用により、私立学校に貸し付ける土地又は施設を市町村が確保し、再建を支援

※計数は各々を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。

理由により就学困難な幼児、児童又は東日本大震災により被災し、経済的

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金(二九七億円の内数)

生徒の教育機会確保のため、第一次補正予算において計上した被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の対象事業のひとつである私立学校授業料等減免事業については、既存制度の拡充(入

学科・施設整備費等)についても対象化します。また、被災した幼児児童生徒の中・長期的な就学支援を行うため、二〇二六年度までの延長にかかる所要額も計上しています。

私立大学等経常費補助金 会計検査院の实地検査結果

私立大学等経常費補助金にかかる平成二十三年の会計検査院实地検査は、二十二年十一月から二十三年七月までの間に、五三法人（大学法人五〇、短期大学法人三三、七三校（大学五三、短期大学二〇））に対して実施されました。

この会計实地検査は、基準等にとつて補助金の算定が適切にされているかという「合規性」の観点を中心に行われます。

一般補助の関係では、補助金算定の対象となった専任教職員・学生が所定の要件を満たしているか否かに着目するほか、収入支出調査関係では補助金額の調整に用いる教育研究経費支出等の額に対象外の経費が含まれていないかが着目されます。

特別補助の項目については、補助金算定の対象とならない人数や経費が含まれていないかが着目されます。

こうした検査の結果、会計検査院から「補助金が過大に交付されていて、不当と認められる」との指摘を受けた内容がありました。

主な指摘内容は、次のとおりです。

① 一般補助

① 専任教員について、一週間の割当授業時間数が認定基準に満たない教員を含めていた。
② 情報の積極的な公開（二十年度）について、公開先を利害関係人のみに限定していた。

【特別補助】

① 人数系の項目（看護師養成、外国人留学生の入学の推進）について、募集停止の学部・学科の学生を人数に含めていた。
② 教育研究拠点大学院重点経費（大学院基盤分）について、学位授与率の算出の基礎となる研究科ごとの過去三年間の博士課程・博士後期課程の修了者数に誤りがあった。
③ 同じく、教育研究拠点大学院重点経費（大学院基盤分）について、大学院を担当していない教員を含めていたほか、基礎学部の助教・助手数に職員を含めていた。

このように、昨年に引き続き指摘を受けたことは誠に残念な結果と言わざるを得ません。

これらの誤りについて検査院からは、「学校法人は、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成にあたりその内容の確認を十分に行っていないかった」ことに加え、「私学事業団においてこれらの学校法人に

対する指導及び調査が十分でなかった」と指摘されています。

本事業団では、今後、補助金説明会の内容検討や調査票記入要領の工夫などを重ね、制度の理解が深まるよう努めますので、各学校法人においても、各種調査票の作成時及び作成後の確認にあたり、記入要領等に記載されている補助要件を十分にご確認いただき、補助金の算定基礎数に誤りのないよう、ご注意ください。

平成二十三年 私立大学等経常費補助金 第二次交付

二十三年度私立大学等経常費補助金の第二次交付については、六一四法人八五七校に対し、一、六二四億四、四七八万八、〇〇〇円を交付する予定です（表参照）。

第二次交付の交付対象費目は、専任教員等給与費、専任職員給与費（教員、職員とも退職金財団掛金補助を含む）、非常勤教員給与費、教職員福利厚生費、教育研究経常費、厚生補導費の六費目で、二十三年五月一日現在の専任教職員数・学生数等を基礎として算定した金額です。

なお、今回交付の対象とならない研究旅費、認証評価経費及び特別補助については、二十四年三月に交付する予定です。

平成23年度 第二次交付予定額

区分	法人数	学校数	一次補正後 予 算 額	交付決定額 (資金交付額)
大 学	法人 501	校 538	-	千円 148,857,785
短 期 大 学	112	316	-	13,241,692
高等専門学校	1	3	-	345,311
合 計	614	857	337,108,893	162,444,788

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

一般補助

☎ 〇三(二三三三〇)七三〇〇～七三〇二
七三〇六～七三〇八

特別補助

☎ 〇三(二三三三〇)七三〇三～七三〇五
七三〇九～七三一

Eメール hojoikin@shigaku.go.jp

経営実務 Q&A

学校法人から、今回の震災に関して私学経営情報センターに寄せられた会計処理に関する質問をQ&A形式でまとめましたので、ご参照ください。

Q1 加盟団体がとりまとめて、被災した加盟校に義援金を送ります。本学としては、加盟団体に一律の金額を支出することになるので、支出科目は「諸会費（支出）」でよいでしょうか。

A 加盟団体への一律の金額の支出とはいえ団体を通じて義援金を支出することから、支出科目は「(大科目)管理経費(支出)」、「(小科目)義援金(支出)」等として表示するのが適当です。

Q2 教職員、学生、保護者等に対し寄付を募り、日本赤十字社等に義援金として寄付をします。また、同団体等に寄付をする際、本学からも義援金を支出し、合算して送金する予定です。同団体に義援金を支出する際の科目はどのように表示したらよいでしょうか。

A 教職員、学生、保護者等から受け入れた寄付金は、学校法人が受け入れるものではないので「預り金収入」とし、また、日本赤十字社等に義援金として支出する際は「預り金支出」として処理します。学校法人の会計から支出する分は、「(大科目)管理経費(支出)」、「(小科目)義援金(支出)」等

として処理します。

Q3 学生が、被災地において、学修成果等を活かしたボランティア活動を実施するにあたり、職員が事前に現地に赴いて調整を行いました。これに要する職員の旅費等の経費は「教育研究経費(支出)」で処理してよいでしょうか。

A 学修成果等を活かした学生のボランティア活動を実施するために要する経費は「教育研究経費(支出)」で処理します。

Q4 震災により交通機関が停止したことから帰宅が困難となり、数名の生徒が学校内にとどまりました。この生徒たちにつき添った教職員に支給する支出は、「教育研究経費(支出)」か「管理経費(支出)」のどちらでしょうか。

A 生徒の安全確保という観点から、教職員に交通費や宿泊費を支給した場合は「(大科目)教育研究経費(支出)」、「(小科目)旅費(支出)」等とします。また、別途、臨時の手当として支給した場合は「(大科目)人件費(支出)」、「その他の手当」として処理します。

Q5 帰宅が困難となった本学学生とともに、一般の方も学内施設に受け入れて対応しました。この対応に要した経費は、どのように区分して表示したらよいでしょうか。

A 本学学生への対応に要した経費は「教育研究経費(支出)」とし、一般の方への対応に要した経費は「管理経費(支出)」として処理するのが妥当です。受け入れ人数等、合理的な配分基準により按分するのが適当でしょう。

Q6 被災地に所在する本学では、体育館を避難所として開放し被災者を受け入れ、また、医療ボランティア等に学内施設を提供しました。これらに要した経費は「教育研究経費(支出)」か「管理経費(支出)」のどちらですか。また、科目はどう表示したらよいでしょうか。

A 被災者の受け入れは、直接、教育研究を目的とする活動ではないことから、「(大科目)管理経費(支出)」に区分するのが妥当です。科目の表示は、形態分類により表示します。

Q7 震災の影響を考慮し、新入生の研修合宿を直前になって中止しました。研修会場の解約料は、「教育研究経費(支出)」か「管理経費(支出)」のどちらでしょうか。

A やむを得ず活動を中止する場合に生じる経費は、中止となった活動の目的、実情に応じて経費区分します。質問の場合、新入生の研修合宿という教育活動であったことから、研修会場の解約料は「教育研究経費(支出)」とするのが妥当です。

Q8 ヘルメットや非常用保存食等の防災用品を購入しました。日常の教育研究に使用するものではないので、「管理経費(支出)」として処理すべきですか。

A 防災用品は、日常的に使用するものではないが、安全確保の上で必要不可欠なものです。ヘルメットや非常用保存食等、経費として処理する防災用品については、学生生徒等のためのものは「(大科目)教育研究経費(支出)」とし、それ以外の者に用いるものは「(大科目)管理経費(支出)」として処理します。なお、資産計上すべき備品等の場合は、「(大科目)設備関係支出」のうち、学生生徒等のためのものは「(小科目)教育研究用機器備品支出」とし、それ以外の者に用いるものは「(小科目)その他の機器備品支出」として処理します。

問い合わせ先 (私学振興事業本部)

私学経営情報センター 私学情報室

☎ 03(3333)0784・07847

Eメール center@shigaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑨

香蘭女学校中等科・高等科 校長 横内 允

一人ひとりを大切にする教育で魅力づくり

香蘭女学校中等科・高等科は、英国国教会聖ヒルダ伝道団によって創立され、現在一二〇年以上の歴史を持つ東京都品川区にある中高一貫の女子校です。

かつてこの学園を築いた宣教師たちは、伝統的な日本の家族制度や儒教の歴史の影響を受けた女性の徳に注目しました。日本の伝統文化や礼儀作法を重んじ、教育の中に取り入れて、急速に欧米文化を押し付けることなく、穏やかにキリスト教の教えを教師自らの生活姿勢を以って生徒たちに示したといえます。

ここでは、新しい視野に立ちながらも、そうした柔軟な伝統を受け継ぐ教職員が牽引する生徒一人ひとりを大切にする香蘭女学校の教育の取り組みについて紹介します。

全般的な特色

本校では、キリスト教の教えに基づく教育を行うことを基本としています。特に、英国国教会の流れをひく本校は、日本女性の持つ徳性をキリスト

教の倫理観によってより一層高める教育を行うことを創立以来の特色としています。

その中で、生徒一人ひとりを大切にする教育を旨としています。生徒の人格を尊重し一人ひとりが備えている資質を、学業と人格の両面で伸ばすことを目指しています。



香蘭女学校 (ST.HILDA'S SCHOOL)

いわば、キリスト教の「愛の教育」と一期一会に代表される日本礼法による「礼の教育」の二本の柱が香蘭の教育の根幹です。

この人間教育を土台として、知育教育に偏ることなく、六年間一貫して生徒の主体性と自主性を重んじる生活指導、宗教教育、情操教育を通して、人を愛する思いやりの心を育て、人生を真実に生かすことのできる女性の育成を目指しています。

また、真理を探究する心の育成にも努め、未知の事柄に関心を持ち、学ぶ意欲と探究心を養い、新しい時代に生きる女性として必要な素養の基礎を培うことを目指しています。

香蘭の教養教育

こうした特色の中で、本校は次の四本の柱で「香蘭の教養教育」を実践しています。

一 バランスのとれた基礎学力

特定の教科に偏ることなく、中高六年間を通してバランスのとれた基礎学力を養成する。特に読書や自己啓発（SE）学習を奨励し、積極的に知力を高める努力を促し、学ぶことの喜びを身に付けさせる。

二 豊かで高い情操と礼の学習

礼拝、聖書、礼法、学級活動、行事、クラブ活動、奉仕活動等を通して、愛、良心、共生などの心情教育を徹底し、思いやりの心と規範を身に付けさせる。

三 日本の伝統文化から学ぶ

歌舞伎、文楽鑑賞や書道、茶道、華道、箏曲、能楽などの授業を通して、日本の伝統文化を学び、日本人としてまた国際人としての教養を身に付けさせる。



キリスト教の教えに基づく宗教教育チャプレンによる毎朝の礼拝



自己啓発 (Self Enrichment) 学習の一つ 茶道の授業

四 表現、創作を通しての自己完成学習

豊かな人生を築くための基礎となる自己表現力を養う。音楽、美術、体育、家庭科実習、創作ダンス等の授業に加え、書道、絵画、作文、英作文等のコンクールを通して、創作力、表現力を身に付けさせる。

世界に貢献できる人間を育成

確かな学力、感性、行動力、体力等を含めて、人間としての「総合力」があつてこそ社会に貢献できます。本校の自己啓発学習はその根幹をなすもので、それは単に教室での授業に留まらず、「校外学習」へ自らの意志で参加することによって、更に深められています。それに加え、共生社会に生きる人として不可欠な「異文化理解教育」も同時に推進しています。

香蘭の始祖イギリスのパブリックスクール（アスコットにある名門女子校 Heathfield）やカナダ、アメリカ聖公会系の高校（Christ Church Episcopal School）、韓国の高校（昌徳女子高校）との連携プログラムは、とりわけ生徒たちに多くの実りをもたらしています。また、二〇一一年度からは、中等科二・三年生の希望者を対象に、イギリスにある同じ聖公会系の関係学校である立教英国学院で一年以上学ぶことのできる「留学」制度もスタートさせています。

助成業務



新たな留学先、立教英国学院

確かな進路の保証

生徒一人ひとりの進路については、学校が責任を果たさなければならぬと考えています。基本は早い内から自分で将来の道を考えさせる指導を強化し、「自己決定」をさせるよう心掛けています。親や教師はそれをサポートする役割を担うわけですが、今や大学全入時代を迎えています。こんな時であればこそ、どんな大学でどんな勉強をするかを自主的に決めることができます。生徒を育成したいと考えています。同時に卒業生を招いたキャリア教育やインターンや大学の先生方を招いた特別授業も行っています。

生徒が中高の六年間でできるだけ確かな学力と教養を身に付け、さらに、大学や専門学校でその力を伸ばしていくれるよう願っています。進路指導室はその中心で多くの推薦指定校への推薦

進学指導と、大学受験指導の両輪を掲げ生徒のために努力を続けています。



毎年行われている高等科一年生対象のキャリアガイダンス 卒業生のアドバイスをうかがう絶好の機会



特に、日本聖公会の系列校である立教大学へは、二〇〇八年度から卒業生の約半数にあたる八〇名が推薦入学を許可されています。

一人ひとりを大切に指導

生徒は一人ひとり皆違った能力や個性

を持っていてます。その違いをしっかりと認識し、個々に対応するよう本校は努力しています。思春期から青年期への人生の中の重要な時期をどう過ごすかで、その後の生き方が決まるといっても過言ではありません。

私たち教職員はこの事をしっかりと認識し、生徒たち一人ひとりが自分の居場所を喜んでくれるよう配慮しています。個人的な悩みを抱え、苦しむ生徒や集団に溶け込めずに孤立しそうな生徒、そして我侪を抱えたり、自我の未発達な生徒などに対しては、教師やカウンセラー、チャプレンが「親子相談」も含めて相談に乗っています。

かけがえない「命」として今ここにいる生徒を大切にすることは、当然のことながら教師の大事な使命であります。また、学校や父母会の奨学金制度もこの精神でつくられ、その役割を果たしています。

都会とは思われない豊かな自然と築山に包まれた環境の中で、神に守られ、伸び伸びと生活する生徒たちの姿が、教職員とともにここ香蘭には、今も息づいてその魅力を創造し続けています。

寄稿者紹介

横内 允（よこうち まこと）
一九五六年 東京教育大学卒業
立教中学校教諭・教頭・校長をを経て、二〇〇三年より現職

「私学データ作成システム」等をご活用ください

私学事業団では、学校法人の経営に役立てていただけるように以下のシステムを用意しています。

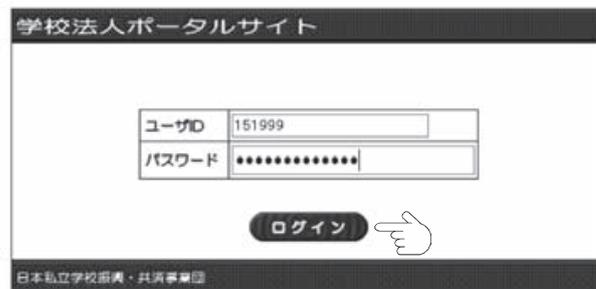
- ☆「私学データ作成システム」（大学法人～高等学校法人対象）
貴法人の財務帳票等の出力や財務シミュレーションを行うことができます。
- ☆「今日の私学財政閲覧システム」（大学法人～小学校法人対象）
冊子に取りまとめている各帳票をPDF形式やCSV形式で取得することができます。

助成業務

I 事業団HPより学校法人ポータルサイトへアクセス

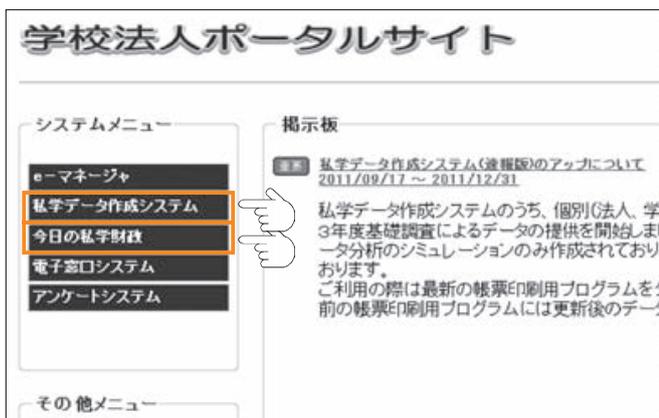


事業団HP(私学振興事業本部)を表示し、
「学校法人ポータルサイトへ」をクリック



ユーザID(法人番号)とパスワードを入力
☆ 本事業団より発行する認証情報が必要になります。

II 利用するシステムを選択



私学データ作成システム又は今日の私学財政
の利用する方をクリック

私学データ作成システムについて

→ 親認証もしくは子認証(私学データ作成システム用)が必要になります。

(注) 「基礎調査票e-マネージャにより発行した子認証」及び「学校法人ポータルサイト閲覧用子認証」ではアクセスできませんのでご注意ください。詳細は学校法人ポータルサイトトップ画面の「お知らせ」に掲載されている「電子証明書の利用権限」をご覧ください。

III 「私学データ作成システム」で作成できるデータの例

「私学データ作成システム」では、学校法人等の所在地、系統、学生生徒等数(総現員規模、総定員規模)を条件として以下の集計データを作成することができます。

入学定員充足率、志願倍率、教職員数、教職員の年齢別平均給与(大学・短期大学のみ)、人件費比率、教育研究経費比率、帰属収支差額比率、学生生徒等納付金比率、基本金組入率、借入金等返済比率、借入金依存率、資金収支比率、自己調達資金収支比率、固定資産構成比率、流動比率、総負債比率、前受金保有率、減価償却比率など

☆なお、操作手順の詳細は、それぞれのシステムにログイン後に表示されるマニュアルをご覧ください。右記にお問い合わせください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03(3230)7848・7849
Eメール center@shigaku.go.jp

平成二十三年 共済事業の年間報告

【掛金関係】

- 長期給付分掛金率の改定(四月一日)
共済規程第二十六条に基づき、二十三年度においては〇・三五四ポイント引き上げ、一二・九三八%に改定しました。

- 介護分掛金率の改定(四月一日)
〇・〇六六ポイント引き上げ、〇・九八四%に改定しました。

- 事務費分掛金率の改定(四月一日)
〇・〇五ポイント引き下げ、〇・一一%に改定しました。

- 福祉事業分掛金率の改定(四月一日)
〇・〇一ポイント引き上げ、〇・二五%に改定しました。

- 任意継続加入者にかかる標準給与の月額の上限額の変更(四月一日)
三十八万二千円から三十八万一千円に引き下げました。

- 短期給付分掛金率六・五二%のうち「特定保険料率に相当する掛金率」の表示(四月一日)
二十三年度分は、二・七八%になりました。

- 加入者資格を判定する際の条件の一部改善(十月から)
「給与支給の有無」の条件を一部

【資格関係】

改善しました。

- 住民基本台帳ネットワーク情報の活用(十月から)
年金請求等の案内をする五十八歳以上の加入者を対象に、住民基本台帳ネットワーク情報との確認を開始しました。

以上の内容を踏まえ、本年の加入者に対する年金請求等の案内を、住民基本台帳ネットワーク情報との確認を開始しました。

【短期給付(医療)関係】

- 出産費の直接支払制度の継続と受取代理制度の導入(四月以降)
窓口負担軽減のための制度を継続・拡充することとなりました。

高年齢受給者の負担割合の据え置き(四月以降)
二十四年三月まで原則一割に据え置かれました。

- 長期給付(年金)関係

退職共済年金請求書の事前送付の変更(一月送付分から)
送付時期の変更と送付対象者を拡大しました。

- 二十三年度の年金額の改定(四月一日)
〇・四%の引き下げ改定となりました。

- 在職中等の支給停止額等の計算方法の改定(四月一日)
停止解除調整変更額等が四十七万

円から四十六万円に改定されました。

障害給付にかかる加算の仕組みの改定(四月一日)
障害共済年金、障害基礎年金の加算の対象を拡大しました。

【福祉事業関係】
「学生就職活動サポートセンター」の開設(六月一日)
無料でキャリアアカウンセリング等を受けることができるサポートセンターを開設しました。

【東日本大震災関係】
私学共済制度にかかる取り扱い
手続書類の簡略化、事務処理の迅速化等、特例措置を設け、支援を行っています。

共済業務

- 被災地への現地受付・審査の実施(四月二十五日～五月二十六日)
災害見舞金等及び特例災害貸付等にかかる現地受付・審査を実施し、被災者への速やかな送金を行いました。
- ホームページに「東日本大震災への対応(共済業務)」を設置
- ホームページに「東日本大震災への対応(共済業務)」を設置
- 新規加入者向け説明会の開催(十一月二十日～十二月十八日)
- 年金請求者向け相談会の開催(十二月十二日～十二月十四日)

【その他】

- 被災地への現地受付・審査の実施(四月二十五日～五月二十六日)
災害見舞金等及び特例災害貸付等にかかる現地受付・審査を実施し、被災者への速やかな送金を行いました。

震災対応

掛金・児童手当拠出金にかかる納期限延長の取り扱いの変更
業務部掛金課

岩手県・宮城県の「対象地域」(左表)に所在する学校法人等については延長後の納期限が決定しました。
対象となる学校法人等には、平成二十三年十月三十一日付の通知文ですでお知らせしております。

対象地域	岩手県 宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
	宮城県 気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町
対象となる調定掛金等	平成23年2月調定分から平成23年10月調定分掛金等
延長後の納期限	平成23年12月15日(木)
口座振替の再開	平成23年11月調定分から
納付の猶予	震災等により学校法人等の財産に相当な損失を受けたこと、延長後の納期限までに納付が困難な場合は、納付の猶予を受けることができます。詳細については、掛金課までお問い合わせください。

なお、引き続き延長後の納期限が定まっていない地域に所在する学校法人等については、今後の災害の復旧状況を踏まえ対応する予定です。

平成二十二年度 特定健康診査等の実施結果

福祉部 保健課

加入者の特定健診等健診結果データの提出にご協力いただき、ありがとうございます。

平成二十二年度特定健康診査等の実施結果は、下表のとおりとなりました。

二十二年度については、私学事業団フォーマットの積極的な利用などにより、健診結果データの不備も減少し、昨年度に比べ、特定健診受診率を五六・一%から五七・二%へ伸ばすことができました。

一方で、特定保健指導については受診機関の確保が難しいなどの理由から、利用率が五・七%にとどまっている状況です。

特定健診等は、生活習慣病のリスクを見つけ出し、生活習慣の改善などにより、予防することができる重要な機会ですので、ぜひ受診し、健康管理に役立ててください。

学校法人等代表者向けの 新規サービスのご案内

特定健診等の実施状況等について、学校法人ごとにインターネットを通じて確認できるサービスを開始しました。ログインID・パスワード通知文書を学校法人等代表者あてに送付しま

したので、ご活用ください。

保健指導の受診勧奨

健診結果データを提出していただいた後、その方に適応した情報提供冊子「クピオ」（保健指導が必要な方には利用券を同封）を学校法人等あてに送付していただきますので対象者への配付及び保健指導の受診勧奨をお願いします。

また、対象者の利便性を考え、学校訪問型の保健指導（※）を実施しておりますので、ぜひご活用ください。

二十三年度 健診結果データの提出

まだ約四、〇〇〇校の学校法人等からの健診結果が未提出です。健診終了後の速やかなデータ提出にご協力をお願いいたします。

健診結果データの作成の際は、できるだけ、本事業団の健診結果提出用Excel・CSVデータ形式（※）、又は国の定めるXML形式などの電子データで作成し、結果データチェック機能（※）を活用してください。

（※）詳細については私学共済事業ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp/>）に掲載しております。

表 厚生労働大臣への結果報告（抜粋）

◆特定健診対象者数

（単位：人）

区分	全体	男	女
加入者	245,504	151,241	94,263
被扶養者等（*）	117,332	15,570	101,762
計	362,836	166,811	196,025

*任意継続加入者は被扶養者等に含まれる。

◆特定健診受診者数等

（単位：人）

区分	全体	男	女
特定健診受診者数	207,410	113,896	93,514
評価対象者数（*）	207,801	114,106	93,695

*健診完了者に加えすべての健診は受診できなかったものの階層化（保健指導判定）が可能な対象者も含んだ数。

◆特定健診受診率（特定健診受診者数／特定健診対象者数）

全体	男	女	※参考	22年度目標	目標との差
57.2%	68.3%	47.7%		75.0%	△17.8%

◆特定保健指導対象者数

（単位：人）

区分	全体	男	女
積極的支援対象者	19,810	17,822	1,988
動機付け支援対象者	18,925	13,804	5,121
計	38,735	31,626	7,109

◆特定保健指導対象者率（特定保健指導対象者数／評価対象者数）

区分	全体	男	女
積極的支援	9.5%	15.6%	2.1%
動機付け支援	9.1%	12.1%	5.5%
計	18.6%	27.7%	7.6%

◆特定保健指導終了者数

（単位：人）

区分	全体	男	女
積極的支援	789	700	89
動機付け支援	1,402	1,085	317
計	2,191	1,785	406

◆特定保健指導利用率（特定保健指導終了者数／特定保健指導対象者数）

区分	全体	男	女
積極的支援	4.0%	3.9%	4.5%
動機付け支援	7.4%	7.9%	6.2%
計	5.7%	5.6%	5.7%

**退職後に出生をするとき
(退職後の出産費)**
業務部 短期給付課

学校法人等を退職後に出生したときも、出産費を受けることができます。

退職後に任意継続加入者となった

退職後に任意継続加入者となったときは、在職中と同様に出産費や出産費付加金を受けられます。また、被扶養者が出生したときに、家族出産費や家族出産費付加金を受けられます。

任意継続加入者の手続き

任意継続加入者の手続き
▼任意継続加入者の手続き
任意継続加入者証（又は任意継続加入者被扶養者証）を分娩機関窓口で提示してください。付加金等は登録している送金先口座に自動的に振り込みます。

分娩費用を全額自己負担したとき

「出産費・家族出産費請求書」に所定の必要書類（直接支払制度を利用していないことが確認できる書類と産科医療補償制度が確認できる書類）を添付し、私学事業団に直接請求してください。

資格喪失後六か月以内に出産した

引き続き一年以上加入者であった人が、資格喪失後六か月以内に出産したときは、喪失後の出産費が受けられます。

ただし、健康保険の被保険者本人や共済組合の組合員になった場合は、喪失後の出産費は受けられませんので、新たに

加入した健康保険や共済組合の出産費を受けるときの手続きを教えてください。国民健康保険に加入した場合は、私学共済制度の喪失後の出産費を受けてください。

健康保険や共済組合、私学共済制度の被扶養者になった場合は、喪失後の出産費を受けるか、被扶養者として家族出産費を受けるかを選択できます。喪失後の出産費を受ける場合は出産費付加金は受けられませんので、注意してください。

◎任意継続加入者が資格喪失後六か月以内に出生したときも同様です。

◎資格喪失後に、被扶養者が出生しても、家族出産費等は受けられません。

喪失後の出産費を受ける手続き

直接支払制度を利用するとき

加入者証に代わる「資格喪失後の出産費を受ける権利がある旨の証明書」を分娩機関窓口で提示する必要があるため、事前に本事業団に書面で証明の発行依頼をしてください。なお、差額などの給付金が発生したときは、本事業団から送金先について文書でお問い合わせします。

分娩費用を全額自己負担したとき

「出産費・家族出産費請求書」に所定の必要書類を添付し、請求書に加入者の送金先口座を明記し、本事業団に直接請求してください。

受取代理制度を利用する場合は、事前に本事業団への申請が必要です。

ガーデンパレスの年末年始期間中(12月27日～1月3日)の営業

ガーデンパレス名	12月					1月			年末年始の宿泊料金	備考
	27	28	29	30	31	1	2	3		
札幌ガーデンパレス ☎011(261)5311	△	○	○	○	○	○	○	○	通常料金	●12月26日11:00～27日11:00まで、電気設備保守点検のため、全館休館 ●四川飯店は、12月29日～31日まで休業
仙台ガーデンパレス ☎022(299)6211	○	○	○	○	○	○	○	○	通常料金	●12月30日～1月3日までの夕食(和食堂・洋食レストラン)は、限定メニュー
東京ガーデンパレス ☎03(3813)6211(代表) ☎03(3813)6290(宿泊予約)	○	○	△	○	○	○	○	○	☎年末年始宿泊プラン(1泊朝食) シングル 8,800円～ ツイン 16,600円～	●12月29日11:00～30日9:00まで、電気設備保守点検のため、全館休館 ●年末年始プラン期間は、12月31日～1月2日 ●洋食レストラン(12月30日9:00～11:00)については、喫茶(ドリンク)のみ営業
名古屋ガーデンパレス ☎052(957)1022	○	○	○	○	○	○	○	○	通常料金・ ☎年末年始特別宿泊プラン(1泊2食) 1名様 12,000円～	●特別プラン期間は、12月27日～1月3日 ●洋食レストランは通常営業 ●和食堂(夕食)の営業時間17:00～21:00
京都ガーデンパレス ☎075(411)0111	○	○	○	○	○	○	○	○	☎特別料金(1泊2食) シングル17,902円～ ツイン 34,650円～	●特別料金期間は、12月31日～1月3日 ●和食堂は、12月31日(夕食)と1月1日は休業
大阪ガーデンパレス ☎06(6396)6211	○	○	○	○	○	○	○	○	通常料金・ ☎年末年始プラン(1泊2食) 1名様 12,600円～	●年末年始プラン期間は、12月31日～1月3日 ●洋食レストランは、1月1日～4日(朝食)まで、正月特別メニュー。和食堂は、12月31日～1月3日まで、年末年始特別メニュー ●1月1・2日10:00から餅つき大会
広島ガーデンパレス ☎082(262)1122	○	△	○	○	○	○	○	○	通常料金	●12月28日12:00～29日13:00まで、電気設備保守点検のため、全館休館 ●和食堂は、12月28日10:00～29日17:00まで休業
福岡ガーデンパレス ☎092(713)1112	○	△	○	○	○	○	○	○	☎お正月宿泊プラン(1泊2食) 1名様 12,000円	●12月28日13:00～19:00まで、電気設備保守点検のため、全館休館 ●お正月プラン期間は、12月31日～1月2日 ●和食堂は、1月1日～3日(朝食)までは、正月特別メニュー

☎=予約制(特別プラン) ○=営業 △=チェックアウトまで営業

事例2 配偶者や子が退職したため、被扶養者として認定申請したい

被扶養者の要件を備えた日（事由発生日）は、退職日の翌日となります。

退職後の雇用保険の給付（失業者の退職手当金及び条例等による雇用保険の失業給付に相当する給付を含みます）は、勤労所得ではありませんが、失業期間中の生計を維持するための代替給与に相当する性質であるため、恒常的な収入とみなされます。

したがって、雇用保険受給期間中は原則被扶養者として認定できません。ただし、基本手当日額が3,612円未満（年間所得上限額130万円÷360日）であれば、雇用保険を受給しながら被扶養者として認定されます。雇用保険の受給を放棄した場合や中断した場合も、被扶養者として認定されます。

なお、雇用保険を受けられるようになるまでの間（待期間や給付制限期間）については、雇用保険受給開始時に被扶養者認定取消をすることを前提に、被扶養者として認定することができます。

【添付書類】

1 続柄及び生年月日を確認する書類 (①②いずれか)		①配偶者・子の戸籍抄本（又は謄本） ②配偶者・子の住民票（加入者が世帯主であって加入者との続柄が明記されたものに限る）
2 配偶者・子の収入に関する書類	I 雇用保険に未加入の事業所を退職したとき（①及び②いずれも）	①事業主の退職の証明書（事業主の証明印のあるもの） ②事業主の雇用保険未加入証明書（事業主の証明印のあるもの）
	1) 雇用保険を受給しないとき (①及び②いずれも)	①「離職票1及び2」の写し又は「資格喪失確認通知書」の写し ②雇用保険の受給を放棄する旨及び雇用保険を受給することになった場合は、被扶養者認定取消を行う旨の誓約書（加入者及び認定対象者の署名捺印のあるもの）（平成23年版「事務の手引」143ページ参照【注】）
	2) 雇用保険を受給できないとき (①及び②いずれも)	①「離職票1及び2」の写し ②雇用保険を受給できない理由を記載した口述書（認定対象者の署名捺印のあるもの）
	(1)基本手当日額が3,612円未満のとき（①②いずれか）	①「雇用保険受給資格者証」の写し ②「雇用保険受給資格者証」交付前の場合は(5)-(イ)と同様の書類が必要です。
	(2)雇用保険の受給を延長するとき（①及び②いずれも）	①「離職票1及び2」の写し ②雇用保険の受給を延長する旨及び雇用保険を受給することになった場合は、被扶養者認定取消を行う旨の誓約書（加入者及び認定対象者の署名捺印のあるもの）（「事務の手引」143ページ参照【注】）
	(3)雇用保険の受給を中断するとき（①及び②いずれも）	①「雇用保険受給資格者証」の写し ②雇用保険の受給を中断する旨及び雇用保険を受給することになった場合は、被扶養者認定取消を行う旨の誓約書（加入者及び認定対象者の署名捺印のあるもの）（「事務の手引」143ページ参照【注】）
	3) 雇用保険を受給している事業所を退職したとき	(4)雇用保険の受給終了後に認定申請するとき 「雇用保険受給資格者証」の写し（支給終了日の記載のあるもの）
	(5)雇用保険の待期間及び給付制限期間のみ認定申請するとき	(イ)雇用保険受給資格者証交付前に認定申請をするとき (①～④すべて) ①「離職票1及び2」の写し ②雇用保険受給資格者証の交付を受けたときは、直ちに同証の写しを私学事業団に提出する旨の誓約書（「事務の手引」144ページ参照【注】） ※後日「雇用保険受給資格者証」の写し（加入者番号を明記したものを提出してください。 ③雇用保険の給付制限期間等が終了したときには、被扶養者認定取消をする旨の同意書（加入者の署名捺印のあるもの）（「事務の手引」144ページ参照【注】） ④「被扶養者取消申請書」 被扶養者の要件を欠くに至った理由は「3. 雇用保険受給」と記入してください。取消年月日は記入不要です。
	(ロ)雇用保険受給資格者証の交付を受けた後に認定申請をするとき (①～③すべて)	①給付制限期間等の記載のある「雇用保険受給資格者証」の写し ②雇用保険の給付制限期間等が終了したときには、被扶養者認定取消をする旨の同意書（加入者の署名捺印のあるもの）（「事務の手引」144ページ参照【注】） ③「被扶養者取消申請書」 被扶養者の要件を欠くに至った理由は「3. 雇用保険受給」と記入してください。取消年月日は記入不要です。

【注】 私学共済事業ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp/>）から誓約書、同意書のひな型をダウンロードできます。

被扶養者認定申請 — ポイントと事例 ③

業務部 資格課

今月号では、加入者の被扶養配偶者が国民年金第3号被保険者に該当した場合の届け出について説明します。

また、配偶者や子の事業の廃止及び退職に伴う被扶養者認定申請について、2つの事例と添付書類の説明をします。申請は、退職（廃業）日の翌日から30日以内に行ってください。

「被扶養者認定申請書」に添付する書類

- ① 加入者との続柄及び生年月日を確認する書類
- ② 認定対象者自身の恒常的収入が被扶養者の範囲内であるかどうかを確認する書類
- ③ 夫婦共同扶養に関する書類（本誌10月号、11月号参照）



国民年金第3号被保険者の届け出

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、原則国民年金の被保険者になります。私学共済制度の65歳未満の加入者は、国民年金第2号被保険者として国民年金に加入しています。

国民年金第3号被保険者とは、国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人をいいます。

国民年金第3号被保険者に該当した場合は、「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当届）」に基礎年金番号を確認できる書類（年金手帳、基礎年金番号通知書等）の写しを添付のうえ、学校法人等を経由して私学事業団に提出してください。その後、本事業団では被扶養者認定の証明等を行い文京年金事務所へ提出します。

◇届け出の流れ



1 「被扶養者認定申請書」と同時に提出が必要な場合	① 国民年金第1号又は第2号被保険者であった配偶者が、加入者の被扶養者になったとき	種別変更届
	② 加入者（第2号被保険者）が1日の中断もなく年金制度の異なる職場から転職してきた場合で、配偶者が前の年金制度でも第3号被保険者であったとき	種別確認届
	③ 海外居住者等国民年金に加入していない配偶者が、加入者の被扶養者となる時	資格取得届
2 単独の届け出が必要な場合	① 加入者の被扶養配偶者が20歳になったとき	資格取得届
	② 被扶養配偶者が退職後に自分の健康保険の任意継続加入者等となっているが、年収が130万円未満である場合 ※添付書類として、任意継続加入者であること及び扶養の事実が確認できる続柄・収入などを証明する書類が必要です。	種別変更届

配偶者や子の事業の廃止及び退職に伴う被扶養者認定申請

事例1 配偶者や子が自営業を廃業し、恒常的な収入がなくなったため、被扶養者として認定申請したい

被扶養者の要件を備えた日（事由発生日）は、廃業した日の翌日となります。

【添付書類】

1 続柄及び生年月日を確認する書類 (①②いずれか)	① 配偶者・子の戸籍抄本（又は謄本） ② 配偶者・子の住民票（加入者が世帯主であって、続柄が明記されたものに限る）
2 配偶者・子の収入に関する書類	税務署又は保健所の受付印のある「廃業届」の写し

共済業務

〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際は、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

<http://www.shigakukyosai.jp/>

賞与等支給報告書の提出上の注意

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等（磁気媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等は除く）へ送付します。賞与等を支給した日から（同一月内に賞与等の支給が複数あった場合は合算し、最後に支給した日から）5日以内に提出してください。

なお、用紙が届いても賞与等の支給がない場合は提出の必要はありません。また、賞与等支給報告書に記載されている加入者の中で、**支給がない人がいる場合は、その人の加入者番号から賞与等区分まで二重線で抹消してください。**0円又は空欄で報告されると「未確認連絡書」が送付されてしまいます。

賞与等支給報告書の記入については、平成23年度改訂版「様式用紙等の記入例集」14ページを参照してください。特に支給年月や賞与等区分の記入もれに注意してください。磁気媒体及び電算用紙で報告する場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してから提出をお願いします。電算用紙による申請（あらかじめ私学事業団の承認が必要です）については、平成23年版「事務の手引」100ページを参照してください。【資格課】

社会保障・税一体改革成案

医療・介護サービスの見直しや年金制度の改革に関する「社会保障・税一体改革成案」が、7月1日閣議報告されています。医療・介護分野では、「保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティーネット機能の強化、給付の重点化」など、年金分野では「新しい年金制度の創設」やその方向性に沿った「現行制度の改善」などが示されており、現在、社会保障審議会の年金部会等の各部会で検討されています。

「社会保障改革」については、私学共済事業ホームページ「年金制度改革の動向について」、「医療保険制度改革について」から内閣官房ホームページへリンクし資料などが閲覧できます。【企画室】

無効の加入者証回収と返納のお願い

加入者（任意継続加入者も含む）の資格喪失及び被扶養者の取り消しに伴い、無効となった加入者証及び加入者被扶養者証は必ず返納してください。

- ①加入者証等を紛失し、返納できないときは、「加入者証等返納不能届書」を提出してください。
- ②加入者等が後期高齢者医療制度に加入した後は、私学事業団の加入者証等は使用できませんので、返納してください。【資格課】

加入者向広報「レター」1月号等の送付

加入者向広報「共済だよりレター」1月号等を1月中旬に学校法人等あてに送付します。

送付部数は11月末現在の加入者数となっています。不足の場合は、広報班まで連絡してください。【広報班】

12月の共済業務スケジュール



2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 11月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限（必着）
15日(木)	貸付 1月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り アイリスプラン 医療・傷害補償コース加入申し込み締め切り
20日(火)	貯金 送金
22日(木)	貸付 送金 貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(水)	掛金 11月口座振替（自振校のみ） 貸付 12月分定期償還口座振替（自振校のみ）
30日(金)	貸付 1月23日送金申し込み締め切り

1月の共済業務スケジュール



4日(水)	掛金 11月分納期限 貸付 送金
6日(金)	貸付 12月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限（必着）
13日(金)	貸付 2月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

年末年始の業務

私学事業団では12月29日（木）から1月3日（火）までの年末年始をお休みとさせていただきます。何かとご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ホームページ休止のお知らせ

システムメンテナンスのため、本事業団ホームページのうち「トップページ (<http://www.shigaku.go.jp/>)」及び「私学振興事業本部（助成業務）ページ」の閲覧並びに学校法人向け情報システム（学校法人ポータルサイト、e-マネージャ等）は、12月28日（水）午後5時45分から1月4日（水）午前10時まで休止します。

なお、「私学共済事業本部（共済事業）ページ」は通常どおり閲覧できますが、「年金情報提供サービス」については、12月28日（水）午前9時から1月4日（水）午前10時まで休止します。



助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

平成23年度版「今日の私学財政」 （大学・短期大学編）を送付します

平成23年度版「今日の私学財政」(大学・短期大学編)を12月下旬に発刊する予定です。本年度の学校法人基礎調査にご協力いただいた学校法人あてに、当該法人の設置学校のデータが収録されている各編をお送りします。今後の学校経営の中で財務分析や財政運営の参考としてご活用ください。

私学経営情報センター 私学情報室
 ☎03(3230)7840・7841
 Eメール center@shigaku.go.jp

第11回私学振興債券を発行しました

私学事業団では、私立学校の施設設備の整備に要する資金その他経営に必要な資金について、長期・固定の貸付事業を行っています。

この事業に要する資金の一部として、23年11月に「第11回私学振興債券」(10年債)を50億円発行しました。

格付はAA(株式会社格付投資情報センター)を取得しています。

第11回私学振興債券の概要

債券の総額	金50億円
各債券の金額	1,000万円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正含む）の規定の適用を受けるものとする。
利率	年1.036%
発行価額	各債券の金額100円につき金100円
償還金額	各債券の金額100円につき金100円
期限	10年（平成33年9月24日償還）
利払期日	3月、9月の各25日
募集期間	平成23年11月11日（金）
払込期日	平成23年11月30日（水）
担保	一般担保 本債券の債権者は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号、その後の改正含む）により日本私立学校振興・共済事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。ただし、当該先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
引受会社	みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
受託会社	株式会社三井住友銀行

財務部 経理第一課
 ☎03(3230)7273・7274
 Eメール keiri1@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

凛とした冬の京都にお越しやす



金閣寺

冬の京都は、寺社に薄雪が映え、凛として張りつめたたたずまいが格別です。

京都ガーデンパレスを拠点に、京都散策をお楽しみください。

四季彩プラン（1泊2食）

【和食】 1泊2食(2名1室)	1名様	11,970円
(3名1室)	1名様	11,550円
【洋食】 1泊2食(2名1室)	1名様	11,340円
(3名1室)	1名様	10,920円

期間：通年（年末年始を除く）

● プラス2,000円、5,000円で夕食がグレードアップ

年末年始（12/31～1/3）は、特別料金期間になります。



神泉苑



和食（イメージ）

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
京都カーテンパレス

〒602-0912 京都市上京区烏丸通り下長者上ル龍前町605番地
 ☎ 075 (411) 0111 (JR「京都」駅から地下鉄烏丸線で「丸太町」駅下車、徒歩8分)
<http://www.hotelgp-kyoto.com/>

融資事業のご案内

平成23年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表（平成23年12月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.6	年% 1.0	年% 0.8
【特別施設費】 寄宿舍、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.7	1.1	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.6
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	1.0	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

23年度融資のご希望については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

ふじようちえん

OECD(経済協力開発機構)学校施設好事例集において、世界の教育施設の中で最も優れた施設として表彰されました。自然に包まれた「遊びと学びと建物が一体」となった施設の中で、子どもたちが、自分で感じ・考え・楽しんで過ごしています。「子どもが育つところ」ふじようちえん。